

～地域の身近な相談役～

5月12日は「民生委員・児童委員の日」です

民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は、地域の推薦を受けて、市町村や県の審査を経て厚生労働大臣から委嘱される地方公務員（非常勤特別職）です。

活動は、民生委員法および児童福祉法に基づき、担当地域で行われます。子育て支援を専門に担当する主任児童委員もいます。任期は3年です。

活動で知り得た情報には守秘義務があるため、安心して相談できます。お困りごとや悩みがありましたら、ぜひ地域の民生委員・児童委員にご相談ください。



民生委員・児童委員の主な活動

- ①関係機関へのつなぎ役
- ②身近な相談相手
- ③見守り役

※専門職ではないため、具体的な生活支援や金銭の取り扱いを伴う支援を行う立場ではありません。



◀「民生委員・児童委員の日」啓発運動

主任児童委員の主な活動

- ①学校や児童福祉の関係機関とのつなぎ役
- ②子どもの見守りや子育て世代の相談相手
- ③放課後子ども教室（のびやか教室）のコーディネーター

問／社会福祉課（☎ 35-7751）

5月31日は「世界禁煙デー」・5月31日～6月6日は「禁煙週間」です

たばこの煙がもたらす健康への影響

たばこの煙には多くの有害物質が含まれています。肺がんをはじめとするさまざまながん、脳卒中や心臓病などの循環器疾患、COPD（慢性閉塞性肺疾患）などのリスクを高めます。

妊婦では早産や低出生体重児、子どもでは乳幼児突然死症候群や呼吸器疾患のリスクが上がることが知られています。



加熱式たばこの健康への影響

加熱式たばこは、紙巻たばこより健康影響や臭いが少ないと期待され、使用を始める方が増えています。しかし、加熱式たばこの煙にも発がん物質をはじめとする有害物質が含まれているため、健康へのリスクがあることに変わりはありません。加熱式だから大丈夫と過信せず健康を守るため、きっぱりと禁煙することが大切です。

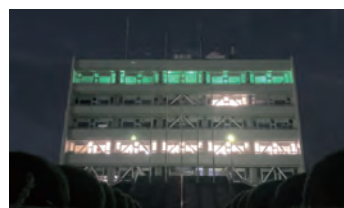


「望まない受動喫煙」を防ぐために

たばこの煙には、喫煙する人が吸う煙だけでなく、立ち上る煙や吐き出された呼気にも、有害な成分が含まれています。望まない受動喫煙は、駅や人通りの多い場所で特に起こりやすく、歩きたばこや路上喫煙はやけどの危険も伴います。

換気扇の下やベランダ、空気清浄機を使った部屋でたばこを吸っても、有害物質を完全に取り除くことは難しく、煙が消えた後も髪や衣類、家具などに残る成分が「三次喫煙」として健康に影響を与えることが分かっています。

たばこを吸う方は、周りの方への思いやりを大切に、喫煙のルールを守りましょう。



▲世界禁煙デーエログリーン
ライトアップ（市役所）



◀県ホームページ

問／健康増進課
（☎ 23-0794）

戸籍に記載される予定の振り仮名について

令和7年5月26日に改正戸籍法が施行され、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されます。この変更に伴い、本籍地の市区町村長から戸籍に記載される予定の振り仮名が通知されます。

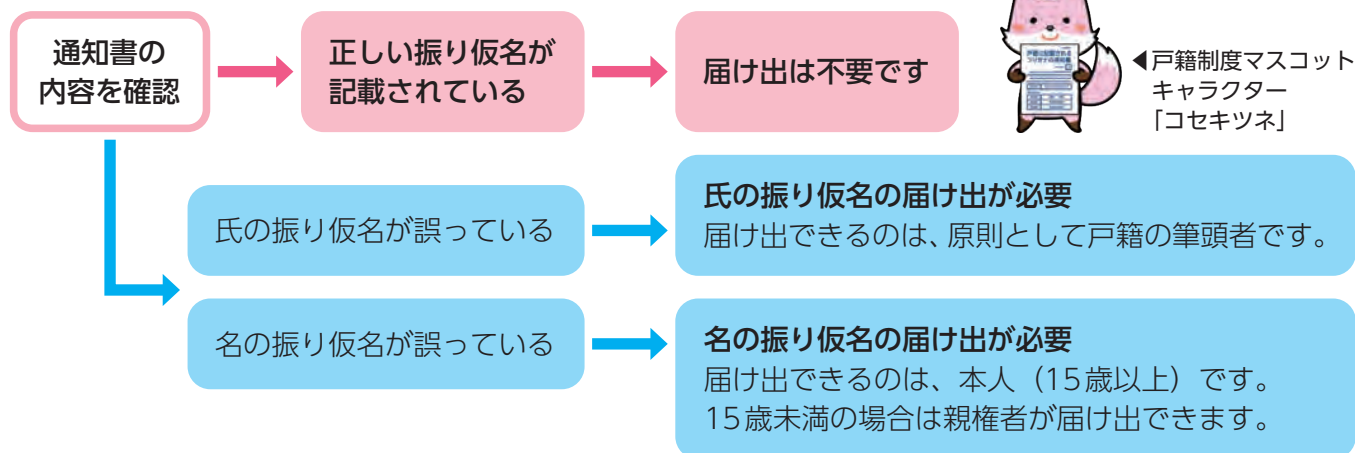
通知が届いた際は、必ず内容をご確認ください。

本籍地が岩沼市の方への通知は、7月1日ごろの発送を予定しています。

通知の振り仮名が**誤っているときは、令和8年5月25日(月)までに届け出が必要**です。

通知の振り仮名が**正しいときは、届け出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されます**ので、ご安心ください。

本籍地の市区町村から通知が届いたら…



氏名の振り仮名の届け出は、オンライン（マイナポータル）での届け出が便利です。郵送やお住まいの市区町村、本籍地の市区町村の窓口で行うこともできます。振り仮名の届け出に手数料は一切かかりません。戸籍の振り仮名制度について詳しくは、法務省ホームページをご確認ください。



▲法務省ホームページ

⚠ 詐欺にご注意ください

振り仮名の届け出にあたって法務省や市に金銭を支払うよう要求することはありません。

問／市民・税務課（☎23-0589）

外来生物ナガミヒナゲシにご注意ください

ナガミヒナゲシは、5月頃にポピーに似たオレンジ色の花を咲かせるケシ科の植物です。繁殖力が強く、周囲の生態系への悪影響を及ぼす可能性があり、市内でも繁殖が確認されています。

茎や葉には植物毒である「アルカロイド」が含まれ、黄色い汁が皮膚に触れるとかぶれやただれを起こす場合があります。十分ご注意ください。

「特定外来生物」ではありませんが、自宅などで見つけた際は、可能な範囲で駆除への協力をお願いします。



駆除方法

- ・手袋を着用し、肌を露出しない服装で作業してください。
- ・花が咲く前や種ができる前に抜き取ると効果的です。実がある場合はつぶさないよう注意してください。
- ・駆除後は種が飛散しないようごみ袋に入れ、可燃ごみとして処分してください。

問／生活環境課（☎23-0584）